

平成31年度

# 農業経営体育成事業 の申請を募集します

地域資源を活用した商品開発等の新たな農業ビジネスに

取り組み、**売上高1億円**を目指す農業経営体に、

補助・融資一体型の支援を行います。

企業の農業参入を促進するため、農産物の生産を行う

一般法人にも事業を活用いただけます。

## 【募集期間】

平成31年4月3日（水）～5月10日（金）

※募集期間最終日の17時必着

下記の最寄りの問い合わせ先までお気軽にお電話ください

京都府庁 経営支援・担い手育成課	TEL075-414-4918
農業ビジネスセンター京都	TEL075-417-6888
山城 広域振興局（農林商工部企画調整室）	TEL0774-21-3229
南丹 広域振興局（農林商工部企画調整室）	TEL0771-22-0371
中丹 広域振興局（農林商工部企画調整室）	TEL0773-62-2508
丹後 広域振興局（農林商工部企画調整室）	TEL0772-62-4305

京都府農林水産部経営支援・担い手育成課  
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
メール [ninaite@pref.kyoto.lg.jp](mailto:ninaite@pref.kyoto.lg.jp)

# 農業経営体育成事業

## 事業概要

補助対象者	次の①から④をすべて満たす農業経営体 ①府内に所在地を置く農地所有適格法人又は農産物の生産を行う法人（事業期間中に満たすことが確実に見込まれる場合を含む） ②認定農業者（認定を受けることが確実な場合を含む） ③過去3カ年の平均年間売上高（農業部門に限る）が1億円未満 ④債務超過でないこと（事業実施により改善が見込まれる場合を含む）
対象事業	次の2つのいずれも対象です（いずれかの実施も可）。 1 ソフト事業（推進事業） 商品開発に係る経費、販路開拓に要する経費 等 2 ハード事業（施設・機械整備事業） 農業生産、食品加工施設及び機械 等
採択要件	・新規雇用者2名を含む、常時雇用者5名以上の確保を目標 ・事業費総額の50%以上を融資により資金調達すること
補助率	補助対象事業費の30%以内
補助額上限	30,000千円（各年度に交付する補助額の計）
事業期間	申請年度を含む2箇年度以内（各年度、交付決定を行います。）
申請手続	別途配布の募集要領により、最寄の窓口申請書、ビジネスプラン及び必要書類を提出してください。 ※詳細は京都府各広域振興局又は農林水産部経営支援・担い手育成課に御相談ください
審査・採択	意見聴取会議において申請内容等をお聞きし、ビジネスプランの実現可能性、商品の市場性、地域経済への波及効果等を総合的に判断の上、補助対象者を決定します。

## その他の支援

- ビジネスプランの策定、事業化の推進に際し、[京都府農業経営相談所（事務局：京都府農業会議）の積極的な活用](#)をご検討ください。また、広域振興局等や農業ビジネスセンター京都等による専門家からアドバイスを受けることができます。
- なお、不採択になっても、プランを練り直し、次回の申請に再チャレンジしていただくことができ、そのための支援も継続して実施します。